

第六回 参議院水産委員会會議錄第六号

公聽會

昭和二十四年十一月十五日(火曜日)  
午前十時三十五分開会

本日の会議に付した事件  
○漁業法案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から水産委員会公聴会を開会いたします。公述人の各位には御多用中遠路わざわざありがとうございました。

議題は漁業法案でございますが、お手許に配付いたしました問題は六つに亘っておりますが、これを全部お願いい

たさんでもよろしうございます。そのうちで特に御意見のある問題をお選びになつても差支ございません。公述時間は委員会の決定によりまして一人当り十分間、公述人に対する委員の質疑応答も一人当り十分間、こうお願いいたします。それでは只今から始めます。岩手県菅原順平君。

○公述人(菅原順平君) 御指名によりまして意見を述べさせて頂きます。

第一番目に問題になつておりますが、漁業法の基本的な事項について申し上げますが、今回の漁業法案を拜見いたしますと、従来我々が親しんで来た現行漁業法の明治初年におけるところの改革に対して、つまり半世紀時代の封建的な残滓を整理しようとする御努力に對しては我々もありがたいと思う者なものであります。併しながら總体的に見ますと、漁業法案そのものが明治漁業法の範圍を一步も出ておらない。つま

り従来の免許漁業を主体としてその掘  
建的な残滓を拂拭しようとする点に対  
してだけ努力が傾注されて、他のこと  
は顧みておられない。そういう意味に  
おきましてその顯著な例は、今日非常  
に問題化して来ておりますところの許  
可漁業の問題が、現行漁業法と何ら変  
るところがないままに放任されている  
のであります。こういう面から見まし  
て只今上程されておりますところの漁  
業法案は、第一條において漁業生産に  
関する基本的な制度であるということ  
に対しては、遺憾ながら全面的賛意  
を表するわけには行かない。

次に基本的な問題となります。まず点につ  
きまして申上げますと、この法案は現  
行法から見ましたときに、従来漁民が  
自分の手で管理しておつたところのい  
ろいろな漁業の管理権というようなも  
のを取上げられておる。これについて  
申上げますと、従来我が国の漁業とい  
うものは、獲ることにだけ専念しまし  
て繁殖というものを考えなかつた。そ  
の結果が今日諸外国から侵略的な、帝

結果を招来する。而もこれに対する規定については第六條の五項の第一号、第一種共同漁業権の中において、何のために主務大臣が指定しなければ定着性の水産物を共同漁業権に入れられないのか、我々は先ずこれを疑問に思うのであります、それからそれに関連しまして、第十六條の五項第二号であります。ここにおきましては定置漁業権が免許されました場合において、地元の漁民がそれによつて生業を奪われるというような規定ができております。同じような規定が第十九條の四項の二号にも出ております。こういうようなことは要するに今回の漁業法の改正によつて、場合によつては地元の沿岸漁民が圧迫を受ける、こういうことすらも認められる、こういうふうに考えられるのであります。而も零細漁民が共同組合を作ることによつていろいろな漁業権を獲得する上において、優先権を與えられておりますが、今日のような漁村の經濟情勢においてはこれは空文に等しい。こういう面から持つて行つて漁業生産に関する民主化云々というものに對しても、私は遺憾ながら賛意を表することはできない。で、この二点を先ず基本的な問題として申上げまして、次にこの定置漁業の問題であります。

定置漁業は私これは非常に疑問に思  
つておりましたが、十五メートルを二  
十七メートルにするか否かという件で  
ありますが、十五メートルといえます  
と中型の定置漁業であります。これは

私としてはすべての定置漁業権と  
いうようなものは、漁業共同組合なり  
若くは地元の漁民が管理するような方  
向にあるならば、これを敢て問題にす  
ることはない。併しながら今日の方  
な情勢においては、私は本心は二十七

メートルを主張したのであります。むしろそれよりも深いものを求めたい。併しながら半面これが共同漁業権に入れられて行つた場合においては、抵当権の設定行為が認められておらない。こうしますと半面において金融的なそこに困難を伴わせられております。こういうふうには十五メートルを二十七メートルにしたい、そう考える範囲においてそれを非常に懸念させられる。而もこういう経済情勢の下において、この地元の管理の手からこれを移して行つた場合に、恐らくは資本的な圧迫が零細漁民にかかつて来る、こういうことが考えられるのであります。この問題については私は若し全面的に漁民管理が認められるという立場において

ならば、敢て何をか言はんやであります。それがなくて漁民管理が認められない、こういうふうのだったら止むを得ず二十七メートルを賛成したい、こういうふうに考えております。

次に内水面漁業であります。これにつきましては区画漁業権だけが認められて、従来河川における漁業組合に対して認められた専用漁業権が取上げられる。而も水産増殖管理委員会のような、漁場管理委員会のようなものを作つてやるということになつております。

すが、恐らくはこれは私には不可能である、やはりこれも共同漁業権を付與して地元の漁民によつて共同管理の態勢を実施させながら、半面増殖を條件にして持込んで行つた方がいいというふうに考えます。

それから次の真珠湾の問題であります。これは私共の方にはありませんので何とも申し上げ兼ねますが、ただ私の感じたところを申し上げますと或る特定の資本家を擁護するためにだけこの規定ができております。特に技術を要するものであるとか何とかいうような場合はどうか知りませんが、これだけの規定に見ますと従来ならば漁業共同組合でやるべきものを、この特定の資本家企業にこれを與えるような規定になつておる。而も個々の新しい企画であるとか、それから従前の生業を奪われるというような規定までも設けてあります。これに対しては遺憾ながら私は一般漁民に與えるような方法を取つて貰いたい。

次に漁業調整委員会であります。これは何のために市町村漁業調整委員会を削除したのであるか。漁業調整委員会の海区というものは、私が聴いておる範囲におきましては郡を単位にして考えるというようなことであります。七人の漁民代表というものは私の方の郡を例に申上げますと、一町村から一名も出ないところがあるのであります。而も出るどころにして見ましても恐らくその勢力家というものが出て来る。こういうことになりますと

この漁場管理というものは漁民の管理の手を離れて行つてしまふ。そうして徒らに漁業資本によるところの圧迫をもたすだけである。こういう意味におきましては、私は漁業調整委員会というものは、少くとも漁民によるところの漁場管理委員会のような形において市町村にこれを設置して貰いたい。而もこれは單なる行政面におけるところの補助機関ではなくて、或る程度の決定権を賦與して貰いたい。こういういわゆる支障がないからこれは決定権まで與えられて行つて差支ないのじやないか。殊に先程申し上げたところの定着性の水産動物というような問題を取上げます場合には、その漁民がそれを定着性の水産動物として申請する場合においては、調査の上これを認めるような方向で行つてもいいのじやないか、こういうふうに考えられます。

それから次に許可料と免許料であります。これに對しましては大部分の金は水産の行政費用であります。従来この漁民が持つていたところの權利まで奪われ、その上に何ら水産に対する課税が與えられないにも拘わらず、而も行政費用を今度は負担させられる。これは当然いゆる政府の費用でやるべきであつて、許可料、免許料を取つたならば、このくらのところはせめて水産業の今後の保障手段であるとか厚生施設であるとか、いろ／＼な面に向けるというならばいざ知らず、ただ三十年間に割つて拂われる金と行政費用にこれを向けられる。つまり現在においてすらも重税に困つておるところへ別の形を持つて来て又税金をかけられる。而もその半面においては、その税

金の操作によつて、零細漁民の立場におきまして自分達の權利を剝奪されて行くというような形においては、私はこの免許料、許可料というものは、この法案に示される限りにおいては賛成することはできない。而も先程申し上げたようないわゆる許可漁業と、この沿岸の零細漁業の面におけるところの調整面というものは、本法案には何もないのであります。そうして而も六十五條において、漁業の許可が中央の許可と都道府県の許可と二つに分れておるならば、どつちが中央の許可でどつちが都道府県の許可になるものやら、これも全然分らないところにおいて、許可漁業でど／＼圧迫されて行くということになる。而もそれに入つてしまふということになりますと、漁民に対する重圧だけが考えられて、私はこの中から新しい民主化されたところの漁村が生れて来るなどということは考えられないのであります。

もう少し本法案は徒らにいわゆる漁業の独占資本家だけを助長する面だけではなくて、零細漁民の生活を保障し、而も協同組合を通じて、この法案に多少でも認められておるところの自分達の權利を主張し得るような方向に持つて行かれるように、この許可料と免許料についても考えて頂きたい、こういうふうな考へるのであります。以上の通りであります。

○委員長(木下辰雄君) 菅原公述人に対する御質問がありましたらお願いいたします。

○江熊哲翁君 水深二十七メートルを限界とする定置漁業の問題について、二十七メートルということにすることによつて定置漁業の数が少くなつて来ると、従つて抵当権の対象となる

ことができないものが多いことによつて、漁村は却つて資金面において非常に困難を來すというように受取つたのであります。そういう意味でござい

ますか。

○公述人(菅原順平君) 只今の御質問であります。少し諄々なるようでありますが、漁業協同組合なり漁業生産組合に對する、資金の面とか資材の面が融資に転換されるならば、十五メートルで私は差支ないと思ひます。併しながら今日においては恐らくはこの十五メートルの水深のものですらも、自分で經營して行くことは困難ではないか。そうしますと今の中型定置以上のものが資本企業に持つて行かれることになる。そうしますとそれが漁村支配の大きな点になつて来て、この封建制度の支配を脱却させる余り、半面において資本の重圧を受ける。ただ先程の御質問の要點に触れますが、二十七メートルに持つて行きたいのであります。そうしますと抵当権は設定することができない。その方面においては金融面の圧迫があるので、そういう場合にはなりますとまず／＼今いつたところの經營上の困難が出來て來ますので、止むを得ず十五メートルというところも考えられる。これは先程申し上げたように、ただ半面において十五メートル以上に持つて行くことによつて、現情勢の下においては漁村が圧迫を受ける、そういう場合においては二十七メートルに持つて行つて貰いたい。そうしてできるだけ漁村の共同管理権というものを生かして行きたい。半面今度はもつと資金面とか資材面において面倒を見て貰つて、地元の漁民

が實質的に管理できる立場においては十五メートルに持つて行つても差支ないのではないか。要は資金面の関係と漁村の共同管理の問題と、二つの面から考へてその点非常に私も迷つておるのであります。

○江熊哲翁君 又重ねてお尋ねします。漁業協同組合に、つまり定置漁業権その他の漁業協同組合に免許するが本筋であるという考えを基本としての、只今の御意見でございませうか。それとも漁業協同組合も同組合も享有することができ、他の個人その他の団体も享有することができるといふふうに、漁業協同組合もその外のものも平等に考へてのそういう御意見でありますか。

○公述人(菅原順平君) 私は率直に申し上げますと、定置漁業権のような沿岸地帯における漁業権は全部漁業協同組合に與えて貰いたい。そうしていわゆる定置漁業権の性質として與えられておるところの抵当権設定行為のようなものに至るまで、これを與えて貰いたい、そういうふうにお願ひしたいのであります。

○青山正一君 いろ／＼の関係でちよつと遅れまして失礼いたしました。一つ菅原公述人に御質問申し上げたいと思ひますが、この第六條の「主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業」について、これは平素からあなたと私も同様な意見を持つております。これはどういふふうな反對の理由を平素から持つておられるのか、一つ具体的に細部の御説明を願ひたいと思ひます。

○公述人(菅原順平君) 只今の御質問であります。現在岩手県のような実

例をとつて申しますと「たこ」のようなものは全部専用漁業権に入つております。そして「めがら」であるとか「せい」であるとか「あいなめ」のようなものも定着性の根付魚と稱して、これが専用漁業権に入れられておるわけであり

ます。それから「いりこ」の原料になるところの「なまこ」、そういうようなものも殆んどが現在専用漁業権に入つております。こういうようなものは場合に

よりましてはちよつと沖合に出たところに、根といつておりますがそういうところは定着しておる魚も、私の方では専用漁業の中に入れておるのがあるものであります。そういうようなものは全部今度の共同漁業権によりますと、主務大臣の指定を受けなければ第一種共同漁業権に入れることはできない、

こういうような行き方は非常に、いわゆる漁民に取つてみると重圧である。私はそれで敢てこの法案について申し上げますならば、「主務大臣の指定する」という語は削除して貰いたい。そうしてこの定着性の水産動物というものは、地元の海区漁業調整委員会のようなものができましてならば、その漁業調整委員会が、定着性の水産動物である、こういう判定を下したならば、第一種共同漁業権の中に包含して

もいいのではないか。今日のような工合になりますと果して主務大臣から指定を受けるという場合には、どういふ工合な手続を必要とするのか、私はよく分りませんが、恐らくこれは行政の方で技術的に見て定着性の水産動物と判定する、若しくは法案の中に明記することが困難である。それで多少ともここで時間を稼がして貰つて、後で主務大臣の指定で出す、こういうふう

も取られるのでありますが、恐らくはこれはあらゆる方面から、これを定着性の水産動物に指定して貰いたい、あれを指定して貰いたいというふうに出て来て、初めてこれが出て来るんじゃないか。而もその間においてそれらが若し許可漁業の対象に置かれて行つて、大部分が若し許可漁業として許可されておるようなことになつたとしても、これは非常にそこに困難を伴ひやしないか、場合によつては紛争さえも惹起する。こういう面から持つて行きますと、せめて沿岸地帯におるところのこの根魚類、この定着性の水産動物というのは地元漁民の発意によつて、これが漁民同士の判定によつて、第一種共同漁業権に包含されるように行つた方がいんじやないか。こういうところまで取つて主務大臣から指定を受けなければならぬなどという、こういう行政上の細かい技術を設けてまでいざこざをもたらし。我々が考えたと、これは一つの零細漁民の圧迫手段にもなると思つてあります。そういう面におきましてこれは地元の自主的な管理に移して貰うようにして、「主務大臣の指定する」というのは削除して頂きたい、こういう考え方なんでしょう。

○委員長(木下辰雄君) 次に参ります。山形県の佐藤儀助君。  
○公述人(佐藤儀助君) 佐藤でございます。前述者の申されたことと重複するかも知れませんが、一応私の意見として申述べたいと思ひます。  
一番目の漁業権制度の根本改革につきましては、最も民主的な組織によりまして誕生した漁業協同組合に漁業権の全部を付與し、漁業協同組合の強力な運営をなさしめると共に、漁村の発展を希うべきものだと思ひますが、現在の我が国の国情よりいたしましては、止むを得ないこともあるので、若干の修正を希望いたしました。漁業法案を呑み止し止むを得ないのでないかというふうに考えるのであります。  
次に、諮問事項の外に申上げたいことは、今申上げられたこととあります。第六條第五項の共同漁業の内容に「定着性の水産動物」とありますが、半ば定着性に欠けるといふような魚族や磯付きの魚族も含めて頂きたい。第三十條の貸付の禁止であります。定置漁業権等の漁業権は貸付できるようにしたいと希望いたします。漁業法の施行案の第九條、第十六條、漁業権者に対する補償金の関係であります。償還期間を短縮いたされまして、現在の漁業権者が新たに免許等を受ける場合には、免許料等は補償金と相殺できるようにして行きたいと思ひます。

次に二番目の定置漁業の関係であります。山形県におきましては、この問題のように水深十五メートルで結構であります。  
次に三番目でありまして、内水面漁業協同組合は漁業権を中心としなければ経営は至難と考へまして、又将来の河川の生産力の増強及び管理、保護の面から考察いたしまして共同漁業権を認むべきことは当然であります。尙御諮問のように、増殖するということに條件にされても差支ないと思ひます。

四番目の真珠養殖は山形県において該當ありませんので、申上げません。  
五番目の漁業調整委員会についてであります。中央漁業調整審議会の委員は、第百十三條第三項第一号に漁業者及び従事者の代表十名を、第四項において「主務大臣の申出により、内閣総理大臣が命ずる」とありますが、これは地区別に委員の数を定められまして、地区別の海区漁業調整委員の投票によつて決定されたいと思ひます。  
六番目の問題であります。第七十五條第一項によりまして免許料、許可料ですが、この第百二十八條、第百二十九條における料金のうち行政費に相当するものを合せて取るということとは不当であると思ひます。この点は須らく国庫負担として行政費を以て賄うべきであると思ひます。

以上申述べます。  
○委員長(木下辰雄君) 御質問がございましたらお願いいたします。御質問がなければ次に移ります。北海道、小池清君。  
○公述人(小池清君) 私は今日まで長い間叫ばれて参りました漁村の封建性の打破のために、この法案が一日も早く成立することを望んでおります。併しながら今ここに示されておりますところの案の具体的な内容につきまして、多少の意見があるものであります。第八十五條だつたと思つてございまして、調整委員会の長を委員が互選するという規定がありまして、それはよろしいのであります。次にその互選できない場合は知事が選任するといふふうな規定があるように承知しておりますのであります。このようなことは民主主義的な訓練を国民の全般に對してこれからまず、強化して、我が国の民主化の方向を進めなければならぬ

い際において、民選知事は官ではないであります。やほりこのやうな民の間で処置がつかないから官の方で決めて貰うんだといふやうなことを、法律で決めるということについては非常に疑問を持っております。須らくこれは国会などにおきましては、議員同士で選ぶことができないから大臣に決めて貰うなどといふことは考えられないのと同様に、どうしても議が合わないと思ひまして、強行的に行うならば、お互いの決選投票とか或いは同点の時には年長者とかといふやうな方法で、自主的な選挙の結果によつて長を決めるということができないことにはない。やればできるものだと考へますので、この点はそのやうな修正を望んでおるのであります。

それからこの順序が逆になつて申訳ありませんが、第二番目の水深十五メートル問題につきましては、北海道の一般的な案としてはこれに對してはあまり申上げることがないやうであります。  
次に河川とそれから真珠貝の問題については、当然私共の方では申上げることを持つておりません。  
次に免許料の問題に移りますが、これはやはり先程来皆さんが仰せられたやうな工合に、同じやうな考へを以て、これは行政費を以てやるのが妥當ではないかといふやうに考へておるのであります。

簡単にあります。これを以て終ります。  
○委員長(木下辰雄君) 小池公述人に對する質問がありましたら……あり

ませんでしたら、次に移ります。岡山県永井寛次君。  
○公述人(永井寛次君) 第一項の全般的な総合的な立場から見た可否については、可といひたい。

從來免許或いは許可について、漁民が一切発言の資格がなかつたという非常不利な欠点が今回正されまして、調整委員会の制度によつて、免許につき、或いは許可につき、漁民がこゝういふやうな発言権があるといふやうな制度ができましたことを可といひたい。

併しながら小さな問題については、いろいろ意見があるものであります。先ず共同漁業権の内容につきましては、私は今回改正された案が、余り魚種が多過ぎるやうな感じがいたします。例えば第二種のいわゆる小型定置、或いはその中にいかりどめ刺網、袋待網といふやうなものが入つて来ております。而もこの説明によりますと、漁業の性質上団体の規則を不可決とするといふやうなことが書いてございまして、いかりどめ刺網、袋待網といふやうなものが、果して団体的にやらなければできないかと申しますと決してそうでなく、袋待網、いかりどめといふやうなものは個々にやるのでございまして、従つてこゝういふやうなものを再び第二種共同漁業権の中に入れては、徒らに漁業権の内容を複雑にして、折角改正されやうとする趣旨が徹底しないのではないかと。特に第三種におきまして地こき網、船びきなんか第三種共同漁業権として入つて来るといふことは、私共は賛成し難いのであります。もう少し徹底的に整理をされまして、画期的な漁業法が本當の意味を持つやうにやつて行き

三

たいというように考えます。

尙この外特に希望いたします点は、六十五條の一項に「水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに關する制限又は禁止」ということになつておりますが、この問題につきましては、従来瀬戸内海におきましては、な問題も起してはおりません。あらゆる場合に漁民が不利な立場に追ひこまれておるの、私は單に規則でこういふものができるといふ制度でなくて、漁業法としてこの法律の中にこういふようなものを強力に制限して頂きたいというように考えます。

それから第二の定置漁業の範圍の水深十五メートルの問題は、私はできたらやはり二十メートル乃至三十メートル、先ず二十キロ線を境にいたしまして共同漁業権として認めていただきたいというように考えます。

それから第三番に河川の問題でございしますが、これはやはり増殖することとを條件にしまして生産力の發展、管理、保護というやうなもののために共同漁業権を認めて戴きたい、従つて原案による共同漁業権を免許しないということにつきましては否といたします。

第四番目は全く關係のないことでございしますから省略いたします。

第五番目の漁業調整委員会のことにつきましましては、八十六條の第三項に關連しまして員外理事の場合でも協同組合長に選挙されてゐるのは選挙権、被選挙権があるやうな制度にして戴きたいと思ひます。将来の漁業調整と漁業協同組合というものは密接な關係がありまして、員外理事と雖もやはり協同組合を發展さす上に選挙権並びに被

選挙権を與えて頂きたい。

尙百九條であります、これは全部瀬戸内海關係だけでありまして、この百九條の第二項の第一号即ち瀬戸内海の東部の境界線が只今問題になつております。この境界線は絶対に瀬戸内海の業者としては確保しなくてはならない線である、いふやうな希望があり運動があるやうに聞いておられます、尙昨日神戸におきましてこの問題が論議されたのでございしますが、内海の業者としましてはやはり一つの瀬戸内海の保護区域といつてはおかしなわけでありまして、この線を確保しましてこれから北に改正されないうに特別にお願いしたいのであります。それからその三項に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の制度が規定されておりますが、この第一号に委員は、瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者がおの／＼一人入るやうになつております。漁業調整委員会の中では三人の府県知事の選任委員と七名の漁民が選挙した委員がおりますが、ここで互選し得る資格の者を七名の漁民が選挙した委員だけが瀬戸内海の委員を互選する資格がある、つまり府県知事が選任した委員といふものは学識経験者或いは公益代表者でありまして、こういう人たちが互選して瀬戸内海の委員にまで出る必要はない。第二号に学識経験のある者の中から主務大臣が四人選任できるのでありますから、府県海区漁業調整委員会の委員が互選する者は、漁民が選挙した七名だけが互選し得る資格があるというやうに改正されるやうに希望したいのであります。それからその第四

項に「海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海連合海区調整委員会の委員となつたときは、その職を失う。」といふことがございします。この解釈は瀬戸内海の委員になつたら地元海区の委員は失格するのだというやうに解釈するのだらうと思ひますが、そうなりますと折角地元で選挙した委員が地元委員でなくなつたならば困るので、二重になれる制度にするかあるいは瀬戸内海へ出る者を全然別個に選挙するやうなことにして、折角出た地元の海区漁業調整委員会の委員を失格しないやうな制度に改めて戴きたい、かやうに考えます。

尙この委員会の全般についてであります、一般的に連合海区漁業調整委員会という制度がございしますが、これは府県ごとに或は關係府県の知事の必要によつて連合海区漁業調整委員会がございします。ところが或問題を協議いたしまして決定しますと、これは常設機関でなくて多分解散するのだらうというやうに考へておりますが、折角連合海区漁業調整委員会がございまして決めたいろいろなことを、この委員会が解散してしまつたならば誰が跡始末をやつて行くかといふやうな問題であります。

海区漁業調整委員会の指示に従わなるときはいふ／＼な服従命令が出せるといふやうな制度になつておりますが、この連合海区漁業調整委員会は協議がまとまると恐らく解散するのではないかと、解散しないところは年中あるやうな制度になりますので、恐らく解散するのだらうといふやうに解釈しておきますが、解散してしまつた後万一反服命令なんか出す場合に一体どういふ人が跡始末をやつて行くかといふ疑問があるものであります。もう少し連合海区漁業調整委員会のこいう機構を文字の上ではつきりして頂きたいというやうに考えます。

それから第六の免許料及び許可料の可否であります、これは論ずるまでもなく当然否であります、漁業調整委員会の費用などを免許料或は許可料をもつて賄うといふことは以ての外であります、折角私共が期待しておる委員会といふものが将来うまく運営され或は發展するかどうか、その財源を漁民が出す免許料や許可料に持つて行つたならば、到底委員会の内容を強化したり拡充するといふことは、費用の点と見合せて漁民自体が二の足を踏むのじやないか。そうなりますと委員会といふものがどうしてもしつかりしないものになるので、恐らく名ばかりの委員会になつて、實際の力はやはり官庁のほうで握つてしまふといふやうなことになるはしれないかといふ点を心配して、こいういう点は是非国費を以てやつて頂きたいというやうに考へるのであります。

それから尙これ以外のことを申し上げてもよろしいですか。

○委員長(木下辰雄君) どうぞ。

○公述人(永井寛次君) 施行法の第八條の第七條の七の第二項に、瀬戸内海漁業調整事務局を神戸に置くこととがでております。神戸に置くことにつきましまして瀬戸内海關係でもいろいろ論議されて、率直に申し上げますと広島が誘致運動をやる、又私共岡山県といたしまして岡山に欲しいといふ運動をやつて来たのでございします。ところがこれが単に岡山だけの希望であつたとすると私はこの席でこれを申

上げることを非常に憚らなくてはならないのでございしますが、先般来内海關係者が集まりましていろいろ協議しました結果、單に岡山県ばかりでなく四国地方の香川県、徳島県、現在私共瀬戸内海に關係のある高知県などがやはり岡山に賛成いたしまして、漁業の幅を瀬戸内海に事務局を置く手前、やはりその中心地に置くべきだといふやうな意見にまとまりまして、委員長のお手許までは是非岡山に置いてくれという陳情書が出ておるのでございします。こいうやうに單に本県だけの希望でなくて、瀬戸内海の最も中央にある香川県も然り、又徳島、高知といふやうな外の県の意見も岡山に賛意を表して来て参つたので、私も敢てこの場所へ法律の改正を是非お願いしたい。そうして内海漁業者の希望している地点へこの事務局を持つて参りまして、複雑した瀬戸内海の漁業調整といふものを効果的にやつて行きたいといふことを希望するのであります。全般的には漁業法の法律施行が遅れて、片方では漁業法がまだ依然漁業権を握つておる。而も協同組合は充足しておるにも拘らず、漁業法は依然としていつ決まるか分らないといふので、漁民は誠に困つてゐるやうな始末であります、一日も早くこの漁業法案を決定されて、漁業権の問題を片付け、将来の漁業調整が民主的に行くやうにしまして、漁業協同組合と合せて漁村の繁榮、或いは漁民の生活の安定といふことを図りたいと思ひます。この点を特に希望申し上げまして、意見を終ります。

○委員長(木下辰雄君) 永井公述人に對しまして御質問がございましたらお

願います。

○江熊哲翁君 共同漁業権の漁種が多  
いというふうになつたと聞きとれたん  
でございませうが、御承知のようにこの  
共同漁業権は専用漁業権プラス特別漁  
業権がイコール共同漁業権になつてい  
るのではなくて、非常に巾が狭くなつ  
ておるのであります。そのことに對す  
る不平も私共しばしば聞いておるので  
あります。今の言葉から判断してこの  
いろ／＼な漁種を挙げられて、こう  
いうふうが多いことは却つて煩雑にな  
るので、いけないというふうに聞きと  
つたのであります。そのところ今  
少し詳しく御説明願ひたいと思いま  
す。

○公述人(永井寛次君) 只今の私の言  
葉が少かつたので、如何にも協同組合  
に漁業権は要らないのだと解釈され  
ら困るのであります。それと私が瀬  
戸内海の一帯奥に在るということも十  
分にお考え願ひたいと思ひます。瀬戸  
内海の奥におきましては御承知の通り  
非常に漁業権というものが幅廣しまし  
て、いわゆる働く漁民が漁業権を持  
ていないような例がたゞございま  
す。そこでいわゆる徳川時代、或いは  
太閤時代から残りました漁業権とい  
うものが瀬戸内海で非常に邪魔をいた  
しまして、片方に埋立の問題があり漁場  
が減つて来るというので、瀬戸内海は  
今非常に漁業権を中心といたしまし  
て、いろ／＼な紛争を續けておりま  
す。従つて今回一応漁業権を整備し  
て、働く漁民のために漁業権を植え付  
けて行くというお考えならば、却つ  
ていかりどめ、刺網とか袋待網とい  
うものを漁業権として認めて行くと、や  
はり従来通り葛藤した漁業権が残つて

行くのではないか。そこで實際その地  
元の働く漁民が必要なのは少しでも  
多く漁業権として残して行きたいので  
ありますが、そういう意味で共同漁業  
権の内容を、団体的規則によらなければ  
ならないものだけは残さなくちやな  
りませんが、そうでない漁業を残して  
行くことは却つて紛争を又重ねる原因  
になるのではないかとこのように考え  
るのでございませう。

○委員長(木下辰雄君) 外にありませ  
んければ次に移ります。島根県、濱浦  
乙吉君。

○公述人(濱浦乙吉君) この度私は水  
産振興委員会にお招きに與りまして、  
一漁民として水産島根の声を申し上げ  
ますが、私は学校もやしませんし、ま  
あ眞の漁民でございませうから、お聞  
き苦しい点はありませんが、今水産  
島根の事情をお話をいたします。

我が島根県といたしましては、百二  
十里の奥日本に面した海にございま  
す。それでこの度百三十個の漁業協  
同組合が生れまして、それで或る部面  
におきましては明治初年時代の漁業の  
権利を持ち、又漁業会がありまして、  
非常な摩擦のあるところもあります  
が、是非この百三十個の漁業協同組合  
にこの権利をあなたの方のお力を以ちま  
してお下げ下さることを、私としては  
特にお願ひをする次第でございませう。

つきましてはこの二の問題でございま  
すが、我々は漁業を眞に営むもので  
ございまして、十五米とか二十米と  
かいような問題があります。が、  
我々の島根県といたしましては、非常  
にこれから天候が荒れまして、零細漁  
民といたしましては非常に困難な状態

でございませう。主として大きな団体  
は底曳をやり、又いろいろな事業をやつ  
ておりますが、これをどうしても三十  
米乃至四十米にして貰わねば死活問  
題になるような状態でございます。  
それでこの四十米といひましても、  
我々の沖には島が二つありまして、そ  
の島の陸を大型定置をやるのでありま  
す。それでどうしてもこの地先をそ  
の島より五十乃至二百間認めて貰  
いたいと我々は希望をしておるのでござ  
います。それから、どうかこの点をよく委  
員会の方にお含み下さいまして、我々  
島根の切望を、これは單に濱浦だけの  
問題ではございません、島根県全体に、  
あらゆる地域にこの定置といふものは  
あるんでありますから、私は島根県  
を代表して来まして、決してその濱浦  
の發展とか何とかいうことは考えてお  
りません。去る八月の十五日に御存じ  
の方もありまして、戦後始めて八  
束郡の惠曇で水産大会を開きました。

これは県下全体の言葉でございませう  
から、どうかその点をお含みをお願い  
したいと思ひます。それからこの百三  
十組合の中に実は河川が四つあるの  
であります。その四つの河川を、この度  
でございました漁業協同組合で認可を頂  
いて漁業協同組合になつておるのであり  
ますから、どうかその河川の漁業協  
同組合をあなたの方でお認め下さい  
まして、どうか河川にも漁業権を下賜  
されることを我々切望する次第でござ  
います。

それでこの四の問題でございませう  
が、我々の方には何ら関係ありません  
が、五の問題で海区漁業調整委員を十  
名拵えると、成程十名は至当でありま  
しょうが、七名は我々の業者の代表、

又三名は学識経験者、成程学識経験者  
がなられてもよろこびます。が、と  
にかく一応地元なり県なりの漁民に相  
談をして、県知事さんとよく相談をさ  
れてから、その学識経験者の委員さん  
を選ばれることを私は切望しておるの  
でございませう。それでなぜかと言へば、  
今まで往々ありますように、その三名  
の人がその七人の人の力より莫大な力  
を持つておる。そうすればいろいろな工  
作をしまして自分の方へ権利を呉れと  
か何とかいうようないろ／＼なことが  
ありますから、これは是非我々の代  
表する漁民に相談をして決められるこ  
とを私は望んでおります。

それからこの第六の問題でございま  
すが、免許料なり許可料の問題は、  
我々が戦後漁業協同組合に権利を貰  
つておりますが、この度の改正によ  
りましてどういふように使用料を出せ  
とか何とかいうようなことがありま  
すが、我々といひましてはこの問題  
は大なる不賛成であります。とにか  
く使用料とか免許料とかいふようなも  
のは取らないで、政府の方でこれを負  
担をして貰ひまして、とにかく行政費  
とか何とかいうようなことは、まあ我々  
が今まで持つておりました権利を  
政府の方へ取上げられたような状態  
でございませうから、とにかく我々は今  
度の新たに貰ひます許可を無料で頂  
いて、その前に持つておりました、そ  
の許可の補償金といふものは、自分  
としては三十年に貰うとか二十年に貰  
うとかいふようなことは要りません  
から、一応政府の方で御破算を願ひま  
して、新たに貰う許可とか使用料とか  
いふようなものは、取つて頂かないよう  
に我々としては切望しておる次第で

ございませうから、どうかこの委員会  
でその点をお含み下さいまして、強く  
主張して貰うことを重ねて我々もお願  
ひし、甚だ簡単でございませうし無学  
なものでございませうから後先になり  
まして……。

○委員長(木下辰雄君) 御質問ありま  
せんか。

○江熊哲翁君 ちよつとお尋ねいた  
しますが、只今のお話の中に十五米と  
二十米とかいふその水深の問題もあ  
るが、併しその岸を離れて百五十間と  
か、二百間ぐらゐ離れた所だといふこ  
とも考えて貰ひたいというふうなこ  
とを言われたんじやないかと思うので  
ございませう……。

○公述人(濱浦乙吉君) ええ、そう申  
したのでございませう。

○江熊哲翁君 そこで重ねてお尋ねし  
ますが、岸から二百間ぐらゐ離れたと  
ころで、島根県の現状としてはあなた  
の所ではその程度ならば差支ない、と  
かういふことになりませうか。

○公述人(濱浦乙吉君) それは我々の  
所には沖に燈台のついた島がありま  
す。その燈台が確定位置の所に行きま  
しても、我々より七里ばかり西に行き  
まして、その燈台の許可を持つておる所  
があるのではありませんが、そこへ行きま  
しても、その岩より百五十間乃至二百  
間の所へ許可の何がありまして、そこ  
で仕事をやつておたのであります。そ  
ら、我々としてしましては、そのただの  
我々の魚市場の近所から二百間ぐら  
い、その島の基準にして二百間ぐら  
いの定置の底曳網を認めて貰ひたい  
というふうな説明を今申ししたのでござ  
います。

○江熊哲翁君 分りました。



を蒙つて、新漁場開拓に關しましても十分なる免許をして貰えないというところがござりますが、協同組合も新しく発足しまして漁業権の帰属がどうなるかということをお案じておる現状でございまして、一日も早く新漁業法を公布施行されるようにお願いいたしまして、私の意見を終ります。

○委員長(木下辰雄君) 御質問ありませんか。

○江熊哲翁君 すべての漁業権を協同組合に共有せしめ、そうして貸借を認めるという明確なる線をお示し頂いたのでありますが、私はこのことについていさゝか考へさせられておる点もあるものでありますので、あなたの方の県における現在の定置漁業の共有者は、組合とその他の場合との共有の比率は、どういふふうになつておりますか。

それから合して漁業権の行使者はどういふ人であるか。漁業協同組合が漁業権を持つておる場合における漁業権の行使者はどういふ人であるかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○公述人(細木忠義君) お答えします。高知県の場合、私も細かい数字は記憶していませんが、定置漁業の九割七分通りは組合有でございまして、それからその行使方法でございまして、協同組合、漁業会、漁業組合でも同じであります。外廓組織といたしましては、大式組合を組織いたしております。大式組合員は即漁業会員であり、漁業組合員でも同じであります。大式組合によつて維持し、権利は漁業組合が持つておるわけでありまして、

○委員長(木下辰雄君) 御質問ありませんか、次に移ります。福岡県古賀榮吉君。

○公述人(古賀榮吉君) 漁業法案に對しこの根本の意見といたしまして、つまり今まで日本の漁村というものは非常な封建的で排他的の思想が強かつたのであります。これに對して今度の法案の改正は一大革新であり、一日も早くこの実現を切望して止まないものであります。総合的な立場から見まして私は非常にこれは賛成でございまして、漁業権の根本的改革の問題につきましては、大局的に見て非常に民主的でありよいことと思ひますが、海区とか或いは又選挙民においては、これを普遍的に打合せをして、何か特別な法が必要にやないかと思ひますので、殊に有明海のごときは四県が入り混つて漁業をやつてゐる關係上、且つ又湖水みだいの狭いところである、それがために魚介を獲るといふ方よりも、根本的となるのは、これの繁殖保護方法を講ずるというものが、大体の狙ひにならねば増産はできないのであります。四県漁民が協調をいたしまして繁殖保護を図つて、初めて増産がでる漁民の幸福もなると考へるのであります。一般的の海区のようなところから除外しまして、瀬戸内海同様の調整事務局でも設けて頂いて、是非その繁殖保護を講じ漁民の福祉に副うようにお願いする次第であります。

二番目の定置漁業につきましては、十五メートルといふのは大型定置の問題であらうと思ひますが、私の方は殊に有明海はひび竹を立てて、有明海では羽瀬といふものがありまして、水深が有明海ではみな浅いのでございまして、十五メートルといふようなところに定置漁業を置いてあるのは一つもありません。殊に潮の干満が十八尺程ありまして現在やつておるものが満潮時に十メートルぐらゐから七メートルぐらゐまででありまして、これは小型定置漁業として共同漁業権内にやらせると言ひますれば、つまり沖合に非常に離れてもさういふ浅いところばかりでありまして、或いは共同漁業権の設定がその線まで行けるかということになりまして、それが定置共同漁業権の小型定置として入らず、大型の方に入らん、こゝういふふうになりやせんかと思ひます。この点特に有明海の羽瀬といふやうな何らかの方法で認めて頂くわけには行きませんかというか、これを希望するのであります。

三、四は意見でございせん。

漁業調整委員会につきましては、第八十二條乃至第九十九條に規定してあります。委員会の機構権限でございまして、八十二條の「連合海区漁業調整委員は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除き」とありますのを、これを以下調整委員会の方に、非常に瀬戸内海の特法が設けられてゐるようでありまして、これを「瀬戸内海及び有明海の調整委員会」といふようにして頂きたいのでございまして、それから委員会の構成につきまして、その適格性を一ヶ年に九十日以上漁船を使用する漁業を営んでゐる者に認めて使用するものでありまして、委員の被選挙権なり選挙権を有するものとありますが、これにつきまして、私は我が国の漁業を大別して二つに分けて考へた場合、つまり遠洋漁業と沿岸漁業とこゝうなつた場合に、これを沿岸も遠洋もこの適格性から行きまして、調整委員会になる資格とか選挙する資格とかできて来ますが、若し遠洋漁業者であつて沿岸漁業の調整に當る、或いは沿岸漁業者であつて遠洋の調整に當るといふやうなことになるば、そこに非常な混乱を來たしはせんか。それで沿岸漁業の場合は沿岸海区には、つまり沿岸漁業者から選出した調整委員を置く、こゝういふふうにして頂ければ結構だろつと思ひます。特にこの点は沿岸と遠洋がこんがらがつて非常に問題を起すやうなことがありはせんかと思ひますのであります。この点特に切望する次第であります。

六番目の漁業権の補償問題でございしますが、これはつまり政府から補償して頂いて、これを又免許料、許可料によつてとる、それよりもいづれ補償金はなしに、免許、許可についてもこれを今度は無條件でやつて貰うというやうに希望するのであります。

○委員長(木下辰雄君) 御質問はありますか。御質問がございせんければ、大体午前八時でございせんければ、大体午前の口述はこれで終りたいと思ひますが、ちよつと委員各位に伺いたいと思ひますが、三重県の実珠業者代表の堀口初三郎君が御病氣のため出席できない、それで是非片山一男君を代理として採用して貰いたいという陳情がありますが、片山君をこの代理として公述して頂くことに御異議ございせんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思ひますが、片山一男君を堀口初三郎君の代理として公述をお願いいたします。如何いたしましてよろしい。十二時になりましたが、一時休憩して……。

○江熊哲翁君 これは皆様御承知のやうに、参議院としては本日は誠に困難な問題が沢山輻輳いたしておるのであります。私共としては多分にそちらの方に氣もとられておる点もありまして、といつて本公聴会は極めて重要な會議でありまして、私共その点においては熱心に皆様の御公述を承つておるのであります。あと二三名のところで終るのでありますから、この方々の公述を私共の方で今少し辛抱して承つておることによつて、大変時間的にこつとやうな勝手な希望を持つておるものであります。併し本日は何といたつても公述人の方の御希望というものが非常に重要なものでありますので、勝手なことは申されんわけでありまして、私個人としてはさういふやうな氣持を持つてゐることを以て皆様にお願いしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) もうお三人でございまして、一時間ぐらゐかかりますが。

○青山正一君 外の方にもやはり約束といふものがあるだらうと思ひますから、今一人やつて頂いてさうして時間が十二時二十分ぐらゐで終るだらうと思ひますから、それから三十分なり四十分なり休憩して、御飯を召上つて頂くとか或いはその方が頂いてずつと公述を續けていくとか、その点は委員長において適宜にお諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) もう一人午前中におやり願うことに御異議ございせんか。

○尾形六郎兵衛君 やはりやるならばずつとやつて頂いた方がいゝでしよう。

○委員長(木下辰雄君) 全部やれば一時間ぐらゐかかる。



作に當つております、それから自営漁民これがいわば自作、それから資本家代表私はこの三者、各層から選んで頂きたいと思つたのです。そうしませんが、絶対これはできません。漁民から選ばれておりながら、その内容がどんなものか御覧になれば分る。是非これを各層から選んで頂きたい。数は私はもつと多くして頂きたいと思つたのであります。各層から五名くらい選んで頂きたい。そして学識経験者これも是非選挙にして頂きたい。やはり官僚の支配というものをこの形に入れてと非常にまずいと思つた。

それから委員には経済的な裏付けをして頂きたいと思つた。いくら漁民代表が出ても、それで飯は食つて行けない。今の教育委員なんかと同じように結局暇のある隠居仕事でこれをやるということになりますと、本当にやばり代表というものはそれに専念できません。是非どうか食つて行くだけの基礎というものは是非保障して貰いたいと思つたのであります。まあこの二つ、実際の基礎としての沿岸の零細漁民だけの組織、やはり漁民組合を何かの形で法律としてこの中に盛り込んで頂きたいということ、この法案の中心であるところの漁業調整委員会、只今申上げましたような内容、選挙の方法など一つ書いて頂きたい。以上でございませう。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問はありますか。(進行と呼ぶ者あり)  
○委員長(木下辰雄君) 御質問がありませんようですから次に移ります。島根県齋藤三君。

○公述人(齋藤三君) 今回の漁業法改正に当りましては、水産庁初め参議

院の皆様方には特に河川漁業に對しても終始お骨折願いたしましたことを厚くお礼申上げて置きます。尚その他関係者の方にも非常に御迷惑をかけたことを恐縮に存じております。私は各位からいろいろ御説明がありまして、一、二は省略して頂きます。河川関係にありまして関係上、河川の方でちよつと私の意見を申上げまして御静聴を煩わしいと考えております。

河川におきましては区画漁業権以外を認めないというところは適正でないと考えます。全国の河川を一律にみなすことは妥当ではありませんけれども、河川の事情によつて特殊性がありますので、従つて降雨ごとにつまり出水の都度、魚族というものは移動棲息しておるのであります。適當なる位置を求めて成長し、且つ又出水によつて棲息を平均ならしめるものであります。故に魚族を区画してこれを採捕し管理するということは、魚族の成長を害するものであります。沿川関係町村の事情から推して、要するに地理的から推して河川の、或いは町村の境界が、左岸はA村右岸はB村であるという状態になつております関係上、或る町村においては非常に有利にできておるが、又その半面或る町村においては非常に不利な町村ができる。併しこれは町村自治の上にも又漁民といたしましては、上下流の対立、或いは漁法によりましてはその統制制限の融和のとれない点が出て来るわけでありませう。

特に条件のいい急流においては御承知のように、各地に水力発電所が設置されておるのであります、この水力

発電所の設置の河川にありましては、要するに発電所の設置で、つまり被害地先の漁民といたしましては、非常に今日高津川におきましては、窮乏が甚だしい状況になつておるのであります。従いまして、高津川といたしましては、現在の事情から申上げますなれば、これが対策といたしましては、各出張所を四つ持つておりますが、本社、並びに出張所ごとに漁民の宿泊施設を設置いたしまして、そうして漁業に従事させておるわけでありませう。而も又敗戦後におきまして帰還された業者の方が、又出征された後におきまして、その他の漁民が許可を受けたりしております。併しながら魚獲統数を三百五十統以内となつて制限されておる。これらの点におきまして、どうしてもこれは交代制の漁業経営が必要になつて来ましたので、統数は事実個人的には殖えておられますけれども、實際問題としては漁業を営む関係におきましては、そういうふうにお互いに遠慮し合つてさうしてさし綱のごとき操業状態をやつておるわけでありませう。これを理論的に申ししても、或いはその朝の晩の漁獲を現状によつて共同で分けるというようにしているの、区別すること以上の事情より推して、さし綱、竿掛けにしても、理由は同じでありますので妥当でなく、若し現行法のままで置かなければ、乱獲、違法漁法を余儀なくし、増殖生産、保護、管理は到底不能であるといふことを私は信じておるのであります。

その次には協同組合へ共同漁業権を與えて頂きたいということにつきまし

ては、生産力の増強と管理、保護を図るために共同漁業権を認めて貰うべきであり、農山村の榮養の補給と沿川経済の助長のために、各河川の特質性を活かして頂きたい、当然増殖することを条件として、これに與えて貰いたいということを深く考えておるわけでありませう。申すまでもありませんが、我が国の国土は非常に狭小でありまして、どうしても我が国にあつては、農、林、水一体となつて、最高度の研究、利用をすることが望ましいのであります。特に河川の場合は非常に皆さん御承知のごとく、水産のレベルの感があります。只今のところではこの河川を大別して見ますと、漁業権を持つて一定の條件を備えて或る程度までは進出しておる河川と、又能力は持ちながら放任されておる河川と、又漁業権を持つていながらも実績の上らない河川、大体この三つに大別することができると思つたのであります。今次の漁業法の改革こそは真に農民の農地改革と等しく、最も我が国の民主化の点から申上げまして、緊急を要する重大問題でありまして、現在實際問題といたしまして漁民の最も関心を持つておるところであります。

私は今日の席上を拜借しまして最も河川漁民の要望を代表いたしまして、御承知のように島根県には、高津川を始め江川、三隅川、周布川、神戸川は、いずれも今回の協同組合の発足に當りまして、協同組合が設立されておるのであります。又高津川といたしましては、過去三十年の歴史を持つております関係上、島根県下におきま

して、協同組合の在り方も相当進んで来ておるわけでありませう。従いまして、高津川といたしましては、この漁業法案につきまして各沿岸町村を巡回いたしまして、各上、下流のいずれを問はず漁民の意見を総合いたしまして、どうしても御承知のように我が高津川においては、高津川において喰つて行くという漁民が三百人以上ありますし、漁業、林業共に経営しまして事業的にやつておるものが七十ばかりあります。高津川を基盤として立つてゐる者が千人余りありますので、どうしてもこの漁業権は農民の農地の自由を認められておるものと等しいので、河川に絶対に共同漁業権を與えて貰いたいというのが、高津川全体の漁民の意見であります。又県下各河川の漁業者の意見といたしまして妥当なものではありませんので、どうしてもこの共同漁業権を我々に與えて頂きたいという要望なのであります。

高津川におきましては、大正年間から昭和十二年までは高津川水産会とか或いはその他の名目で行つたこの発展のために力が注がれて来たのであります。大事なこと販賣の点におきまして、仲買商人にどうしても圧迫されて、その清算金のごときに至りまして、非常に漁業者の現実に受ける収入というものは微々たるものであります。従いまして経済的に実に貧困な状態がずっと続いて参りました。それが最近と申上げまして、大正九年以来どうしてもこれはいけないといふので、漁民の奮起するところとなりまして、河川の秩序を保つ上に、要す

るに管理する上は、或いは増殖の上に、生産の上に非常に痛切に不利なことを感じまして、そうして昭和十三年に漁業権を返して頂きまして、今日に至つておるわけなであります。その間に、おきまして非常に区々まち／＼の意見もあり、上、下流の対立がありましたが、続々と漁業権の要望がありまして、併しながらこれは何と申上げて、法は別といたしまして、漁民みずからの手において、本間に沿川漁民の責任においてこれをなさなければ立派な法ができ上つても駄目なのであります。これは高津川の過去の歴史を辿つて見ますと私は当然のことと信じておるわけでありまして。

そこで私は政府におかれまして、今後の内水面漁業の発展のためには、どうしてもこの漁民の団結力をますます強固ならしめて貰ひまして、政府におかれても、国の産業計画の一つに織込んで予算を計上して頂きまして、各河川に適合したところの増殖事業を指導奨励をして頂きまして、そうして沿川漁民みずからの共同の責任において開発せしめ、河川、湖沼いづれも荒廃並びに遊休水面の合理的な発展を期すべきが、今次民主的漁業法の改正の真に意義ある目的が達せられるものと思考するものであります。従つて沿川も実情に応じた協同組合を組織するように奨励して頂きたい。そうしてこれに對するところの河川に適合したところの共同漁業権を興えるべき、又興えて頂きたいということを要望するものであります。

實際問題といたしまして、漁業協同組合の力でない事業ができないうことは、高津川におきましても、販

売施設、購買施設、或いは造船施設、或いは増殖施設、漁法と漁業秩序、管理、共同利用施設、組織と向上研究会というようなものは、これを具体的に作つて今日以後に進んで来ておるのであります。相互の自己の力において共同出資で、どうしても資金というものがなくして事業の計画がやれませんか、どうして協同組合の必要を痛感して参つておるわけでありまして、今次の私共の協同組合の発足に當りまして、漁民みずからにおきまして、今度は資本金も大体高津川の出資は、出資金百万円と借入金百五十万円で新発足することに参つて参つておるわけでありまして、併しながらこれに關連いたしまして、

どうしても根本的なこの只今申し上げました施設を遂行して行きます關係におきましては、政府におかれまして漁業権を持つておられまして、そうして末端におきましては旧来の施設は破壊状態になるわけでありまして、一定の條件を備えて、共同漁業権を河川についてはより以上一つこれを助長して頂きたいということを要望するものであります。

大へん駄弁を弄しましたが以上申し上げまして、是非とも河川には共同漁業権並びに今日の協同組合に對しては共同漁業権を興えて頂くたいということをお願いいたしたいものであります。大へん駄弁を弄しまして……（質問なしと呼ぶ者あり）

○委員（木下辰雄君） 御質問ありませんか。ありませんければ次に移ります。三重県片山一男君。

○公述人（片山一男君） 只今国会に御上程中の漁業法改正法案中の、真珠業者に對する区画漁業権免許の問題に關

しまして、私共真珠業者を経営しております立場から、その意見を述べます機会を與えられましたことに對して、誠に感謝する次第であります。

私は只今公聴会の問題となつております、第四項と第五項に關してのみ意見を申述べたいと思ひますが、この第四項の真珠養殖の免許が、ひび建養殖やかき養殖等と別個に適格性に優先順位を規定しているが、この点がどうかという問題であります。これは私は、法第十九條第二項に定められておりますところの原案、即ち業者並びに経験ある者に優先的にその免許権を附與するといふことが、今日の養殖事業を経営しております者から考えますとき、又今後の国家の真珠に對する施策を考えますときに、最も適正妥當である、こう考へておるのであります。そこで真珠の養殖に對する区画漁業権が真珠業者に免許せられることに仮に相成つたといひましたときにも、もう一つここにお願ひを申し上げたい問題が残つておりますが、この養殖真珠業といふものは、大体海中に吊り下げて養殖をいたしておるのであります。ただ吊り下げるだけの許可を得たのでは作業の過程においてどうしても海底の一部が絶対に必要なのであります。そこで共同漁業権者との摩擦を避ける意味において、この真珠区画漁業権者に漁業権の下付がありまるときに、吊り下げ養殖のみを許されることと、工場附近の一區画を限つて、特に海底の一部の使用を許すというようなことの扱いが、施行細則が何かによつて扱われるようにお考えを願つておくことが、この法案が通過後に對して共同漁業者と真珠免許者の間に紛糾

が起きなくていいと、こう考へております。で、この点を特別にお願い申し上げます。で、この点を特別にお願い申し上げます。で、この点を特別にお願い申し上げます。

そこでその免許を興えるのが最も適正妥當であるという理由について申述べたいと思ふのであります。第一に、真珠養殖業者は、従来も又現在におきましても、漁業権を漁業協同組合から賃貸いたしまして、そうして事業を行なつて来ておつたのであります。従つてこの賃貸期限が更新される、こういうような場合には、私共の事業といふものは漁業協同組合に死活的の権があつたわけでありまして、従つてこの真珠業といふものはそれ自体が実に弱立場になる。そうして非常に基礎が不安定である。そういう關係から、経営して参りますにも根本的な施策或いは施設、経営ができなかつた。従つて真珠業は金融業者のいわゆる金融面の対象になつていなくなつた。こういう工合で、これらの経営をして参ります上において多大な幾多の困難があつたのであります。従つてこれらに對することが今日の法案によつて許可されるならば、除去せられて、そうして今日のこの不安状態を取除くことができ、従つて今日の日本の真珠業の基礎といふものが確立せられて来ると確信するのであります。我が国の真珠養殖業といふものは、世界のいづれの國にも真珠はできるものであります。けれども、産業的に、企業的に経営が成立つのはただ日本だけであるのであります。から、この日本の真珠養殖業といふものは、いわゆる世界の國のいづれにもできないところの、我が日本國の独自の産業である、こう申して差支ないものであります。この法案が通過

いたしましたして、真珠業者に区画漁業権の免許が許されるならば、まず／＼真珠業は發展し得るということを私は期待する者であります。

戦前は真珠業者の一番多かつた時分は昭和十六年頃でありまして、三百七、八十名の業者があつたのであります。が、その当時の一番生産高の多かつたのは真珠の原珠の生産量が三千貫乃至三千三百貫程度あつたのであります。これを今日の真珠の値段から計算いたしますと見ますと、大体五十億円に達するのであります。日本中の養殖業者が三百六十軒といひまして、それに大体の従業員が平均十五名乃至二十名と仮定いたしまして、漸くまあ五千人ばかりの労働者でありました。その者が一年間の成績において五十億円の生産を上げて而も外貨の獲得にそれがなるとするならば、今日の日本のいづれの産業よりも一人當りの稼働率といふものは、大変なものであらうと私は考へるのであります。こういう意味から考へましても真珠は最も必要な産業であります。丁度支那事變の當時から順次縮小せられて、太平洋戦争時分には真珠を禁止されておりました。やや学用真珠の一部のみが許されておつたのであります。終戦以來順次復活いたしまして、今日は約三百名の業者が復活しておるのであります。そうして二十一年頃から従来の手持ちにおつた少量の真珠と、以後に生産いたしました少量の真珠とを以て取敢ずり〇〇等に納めておりましたが、昨年の十二月から業者みずから貿易を許されました結果、昨年の十二月から今年の九月までにはすでに十三億の真珠が輸出せられておるのであります。

す。これを昭和十三年頃の先に申し上げました三千貫程度のもので作るという論でありまして、今後の業者の努力は勿論であります。国家といたしましても最大限の補助育成をして貰つてこの真珠業の発展を期して頂きたいと、かように考えておる者であります。真珠が我が水産業界におけるところの貿易対象の事業としては相当重大なる一事業であるとかように私は考えておるのであります。

そこで真珠養殖業は現在の過程においてはどういうことが必要であるかと考えますときに、先ず第一に技術の優秀ということが最も必要なんです。養殖技術は一般にすでに知り得て誰でもできるのだ、かように申される方があつたのであります。これは一つの見方でありまして同時に、ただ一般的技術のみが公開されておるのであります。実際の秘術というものは各業者がそれ／＼温存してなかなか公開してないものであります。この技術の優秀なる点が真珠を作つて行く上に最も必要なんです。今後はまず／＼この技術の研究と學術の研究、実地の養殖等を相結合いたしまして、そうして改良すべき点は改良してまず／＼優良な品物を作つて行かなければならぬと考えるのであります。第二には今日の養殖事業は漸次改良研究せられた結果、製品の優秀なるものを生産いたしました。漁場から漁場、いわゆるAの漁場からBの漁場に移つて養殖いたしませんと優良なるものができないのであります。そこで今日の養殖業者は一漁場ではどうすることもできない、二、三ヶ町村に亘る漁場で、而も二、三個の漁場を獲得し

て置かなかつたならば優良なる真珠を作ることはできない。更に又連等のことを考えますときに自己の養殖場のみではどうすることもできない。これは温い海に冬期におきましては保管せしめねばならない。こういうことを考えますときに真珠業者の区画漁業権を附與いたして頂きます上において、二、三ヶ村の漁場が必要であるということがはつきり申上げられるのであります。

更に又今日の真珠業は、相当多額の資本が要る、このことが最も必要條件であります。而も一貫した計画生産でなければ真珠業というものは成立たない。と申しますのは真珠を養殖いたしまして、採集と同時にこれを加工して行かなければならない。加工いたしまし一番大きな加工品はネックレスであります。これを加工いたしますのは、どうしても先端から漸次小さいものを造つて行かなければならぬ。加工の過程におきましても大変な必要な資金が要つて参りますから、どうしても非常な資金が要るのであります。これらの資金が今日の許可に基きまして資金の融通ができるのでありますから、最も必要な事項となつておるのであります。

最近真珠養殖の区画漁業権の免許に當りまして、一部に優先順位の点について、漁業協同組合に優先順位を與えるべきであるという声がありますが、それは真珠養殖の実体を熟知しない人の私は声であると思ひます。真珠養殖事業はひびの養殖やかきの養殖と同様な事業である、早合点されておる方々の御意見であらうと思ひますが、真珠養殖事業は水面中にその

設備を設けておるのであります。普通の養殖と違ひまして、生きた貝に一つ一つ外科の皮下手術によるような手術をいたしまして、そうしてそれを順次籠の中に納めて養殖しておるのであります。これらをやります場合には、どうしても先に申上げました優秀なる技術と、そうして多額の資本とをうして……。

○委員長(木下辰雄君) 片山さん大分時間が過ぎました。

○青山正一君 片山さんの御意見は、この間あなたの方の陳情書を全部各議員に頂いたわけなんです、要するにあなたの方の御意見は、現行法は漁業協同組合の方を擁護しておるから困る、今度できる法案は自分達を擁護してくれてくれと、こういう意見なんです。

○公述人(片山一男君) ええ、そうです。

○青山正一君 その意味合で、その陳情書を各委員にみんな読んで頂くというふうにして頂きたいと思ひます。以上。

○公述人(片山一男君) それじや私はこれで失礼します。

○委員長(木下辰雄君) これで大体全部終りました。公述の各位は長い間誠に御苦労さんでございました。皆さんの深き体験による御意見は委員会として今後の審議に際して、有力なる資料として私共は尊重したい、かように考えております。誠に有難うございまして。厚く御礼申し上げます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後二時七分散会

出席者は左の通り。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 委員長              | 木下辰雄君   |
| 理事               | 尾形六郎兵衛君 |
| 委員               | 千田正君    |
| 公述人              | 青山正一君   |
| 岩手県漁業協同組合連合会職員   | 松下松治郎君  |
| 山形県漁船保険組合専務理事    | 西山亀七君   |
| 北海道新開社社員         | 田中信儀君   |
| 岡山県漁業協同組合連合会長    | 江熊哲翁君   |
| 島根県浜田漁業協同組合長     | 矢野西雄君   |
| 高知県漁業協同組合連合会指導課長 | 菅原順平君   |
| 福岡県山門郡沖端村漁業協同組合長 | 佐藤儀助君   |
| 長崎県漁業労働組合長       | 小池清君    |
| 島根県高津川漁業協同組合長    | 永井寛次君   |
| ミツワ真珠株式会社社長      | 濱浦乙吉君   |
|                  | 細木忠義君   |
|                  | 古賀榮吉君   |
|                  | 松永健哉君   |
|                  | 齋藤顯三君   |
|                  | 片山一男君   |

昭和二十四年十一月二十九日印刷

昭和二十四年十一月三十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所